

# 業務指示書

## ミャンマー国日本・ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年2月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小峰 雪代 Komine.Yukiyo@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年2月12日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
  - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：職業訓練案件(施設及び機材)に係るO/D, B/D, D/D, S/V

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：職業訓練分野の建築計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 建築設計】

- 1) 類似業務の経験：建築設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画／積算】

- 1) 類似業務の経験：職業訓練分野の機材計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 職業訓練計画/産業動向/労働需要】

- 1) 類似業務の経験：職業訓練計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

自然条件等調査

- (1) 地形測量、(2) 地盤・地質調査、(3) 試掘調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08383 円 , US\$1 = 113.268 円 , EUR1 = 134.393 円)

### 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／建築計画  
建築設計  
機材計画／積算  
職業訓練計画／産業動向／労働需要

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.68 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

## (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年3月1日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。



#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

##### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

##### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

##### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。  
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国日本・ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	9.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	(26.00)	(10.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(10.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材計画/積算	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 職業訓練計画/産業動向/労働需要	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 要請の背景・経緯

ミャンマーでは、2011年の民政移管後、民主化、経済改革、国民和平を柱とした改革が進められ、経済成長率は8%前後の高い水準を維持している。また、GDPに占める産業セクター別の構成は、ここ10年で徐々に農業セクターから工業・サービスセクターへ比重が移行し、2014年にはサービスセクターが37.7%、工業セクターが34.4%を占めている。一方で、産業界が必要とする技能労働者の数は大幅に不足しており、年8%の経済成長が続けば、2030年までに技能労働者は1300万人不足すると予測されている。自動車登録台数の増加、製造業の成長、各産業における設備投資の増加、都市部における建設需要の高まりから、分野としては、自動車、機械、電気、建築分野における技能労働者の育成が必要とされている。

2016年7月に新政権が発表した12の「経済政策」において、大学教育や職業訓練を通じた人材育成と雇用創出が重点政策として挙げられている。技能労働者の育成に必要な職業訓練・技術教育（TVET）は、2017年2月に策定されたミャンマーの「国家教育戦略計画」において、重要なコンポーネントとして位置づけられ、アクセスの拡充、質の向上、マネジメントの強化を通じた技能労働者の育成と雇用機会の拡充が謳われている。しかし、現状は、教育・訓練の質が低く、民間企業のニーズを踏まえた教育・訓練内容となっていないTVET機関の社会的評価は低く、一部のTVET機関では学生数が定員を下回っている等の課題を抱えている。

日本政府は、対ミャンマー経済協力方針（2012年4月）を策定しており、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」を3つの協力方針のうちの1つに掲げている。また、2016年11月に発表された「日ミャンマー協力プログラム」において、「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」が重要分野の一つに位置付けられ、その中で、地場産業と外資系企業及び労働者双方にひ益する職業訓練制度の改善と必要なインフラ整備に向けた協力が明示されている。

このような背景の下、JICAは2016年にTVET分野のニーズ確認を目的とした「職業技術教育・訓練 情報収集確認調査」を実施した。ミャンマー政府は、ミャンマー建国の父であるアウンサン将軍の名を冠したアウンサン技術高校跡地（同校は軍政下で閉鎖したため、現在技術高校としては存在していない）に、日本の知見を活かした質の高いTVET機関（技術高校・技術短大）を整備し、その名に相応しい同国の技術労働者育成のモデル校とすることを目的として、我が国に無償資金協力を要請した。

2017年10月に実施した政府ミッション（外務省及びJICA）及び詳細計画策定調査を通じたその後の関係者間の調整により、右アウンサン技術高校跡地を活用して2018年度に開始する技術協力プロジェクト「TVET 質的向上プロジェクト」で支援対象とするコースは「自動車整備」及び「電気」とする予定である。これをふまえ、本プロジェクトも両学科の教育訓練を行う技術高校・短大の施設建設及び機材整備を行う。

### 2. プロジェクト概要

現時点で想定されるプロジェクト概要は以下のとおり。しかし本調査の結果をふまえ、本概要に変更の生じる可能性がある。

(1) 事業目標

本事業は、ヤンゴン市内のアウンサン技術高校跡地において日本・ミャンマー・アウンサン職業訓練学校の施設・機材を整備することにより、質の高い教育・訓練を提供する TVET 機関を設立し、もってミャンマーの産業界と労働市場のニーズを踏まえた人材育成と雇用創出に寄与するもの。

(2) 事業概要（要請内容）

- 1) 施設：教育訓練施設（管理棟、教室棟、学生寮、教員住宅、実習用ワークショップ等）の建設
- 2) 機材：職業訓練・技術教育に必要な機材（技術協力プロジェクトで支援予定の技術短大における自動車整備学科及び電気学科を想定。）
- 3) コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工・調達監理等。
- 4) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

(3) 対象地域（サイト）

ヤンゴン市

(4) 関係官庁・機関

教育省（Ministry of Education）

(5) その他

1) 我が国の援助活動

- ・ 職業技術教育・訓練 情報収集確認調査（2016年）
- ・ 個別専門家「労働行政政策アドバイザー」（2016～2018）
- ・ 個別専門家「職業技術教育・訓練アドバイザー」（2017年～2019年）
- ・ 技術協力プロジェクト「TVETの質的向上プロジェクト」（2018年度開始予定）
- ・ 技術協力プロジェクト「国家技能標準開発支援プロジェクト」（2018年度開始予定）

2) 他ドナー等の援助活動

- ・ ドイツ国際協力公社（GIZ）や韓国国際協力団（KOICA）が他の技術高校や技術短大への協力を実施。
- ・ アジア開発銀行（ADB）が、失業者や若者を対象とした短期職業訓練に係る技術協力を実施。その一部は、アウンサン技術高校跡地に残る既存施設の一部を活用して実施されている。

### 3. 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー政府から要請のあった「日本・ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、以下の3段階に分けて現地調査を行うことを想定している。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを予定している。

##### 1) 第1次現地調査

政府ミッションの結果をふまえて学校開設に向けた政府内準備状況を確認し、プロジェクトによる施設建設の対象範囲及び機材計画に必要な協議、情報収集を行う。

また、既存施設の現地踏査によりサイトの現状把握を行う。

##### 2) 第2次現地調査

施設及び機材整備計画の概略設計策定、報告書案の作成のため、必要な調査、協議、情報収集を行う。

##### 3) 第3次現地調査

報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

##### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

##### 1) 第1次現地調査帰国時

「第1次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に第2次現地調査の対処方針について協議する。

##### 2) 第2次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第2次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

##### 3) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

##### (3) 関連技術協力との連携

教育省に個別専門家「職業技術教育・訓練アドバイザー」を派遣中であるのに加え、2018年度より技術協力プロジェクト「TVETの質的向上プロジェクト」を開始予定である。また、労働・入国管理・人口省をカウンターパート機関として個別

専門家「労働行政政策アドバイザー」を派遣中であり、2018年度には「国家技能標準開発支援プロジェクト」を開始予定である。

いずれも、本事業の協力対象範囲や技術水準を決定する上で関連があることから、本調査においては、これらの事業の進捗状況について JICA が提供する情報を十分に踏まえるとともに、派遣中の専門家等から直接情報収集した上で、計画を立案する必要がある。

#### (4) 基本方針決定のための訓練生数及びカリキュラム等の情報について

日本・ミャンマー・アウンサン職業訓練学校は、これから開校に向けて準備が開始される段階であり、上記(3)に記載の技術協力を通じて、適切な人数規模やカリキュラムの整備等が行われていく。本件調査では、これらの進捗を把握しつつ、施設及び機材の協力範囲については、ある程度標準的な職業訓練校のカリキュラムに必要となる施設及び機材を、他国の事例なども踏まえて検討していくこととなる。

現時点では、機材については、自動車整備及び機械の二学科の技術短大を想定し、各学科、20～40名×2クラス×2～3年間程度の規模を想定している。施設については、同2学科に加え、将来的に想定される学科数の拡大にも対応できる規模を想定し、大よそ3000～4000平米程度の床面積を想定している。

#### (5) 工期に関する相手国政府の要望

詳細設計から施工までの無償資金協力の本体事業の計画策定にあたっては、先方政府から2020年に予定されるミャンマー国総選挙に完成を間に合わせたいとの要望がなされる可能性がある。最適な施工計画を策定することが前提であるが、工期の短縮や前倒し、段階的な完工の可能性、及び、それに伴うコストの増減等について、必要に応じ、計画内容検討・確定の過程において、オプションを提示する。

また、雨季(5月～11月)における大幅な作業効率低下や施工中断を回避するため、降雨による施工への影響の他、我が国の過去の無償資金協力案件及び他ドナー案件での施工実績を考慮し、効率的に必要な施設を整備するために妥当な施工計画を策定する。

#### (6) 地雷・不発弾(UXO)への対応

対象地域には、内戦時に使用された地雷・不発弾(UXO)が未だ残されている可能性がある。不発弾探査は、相手国負担事項とすることを政府ミッションで確認済であるが、本調査実施に際しては、現地政府やUXO対策機関との協議を十分にを行い、不発弾探査調査の実施計画及び予算確保について確認する。また、UXOが発見された際の先方負担による早期撤去のための対応策の検討も併せて行う。

#### (7) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ミャンマーでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からミャンマーでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。



施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したミャンマーの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりミャンマーの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてミャンマーで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

#### (8) 環境社会配慮

事前の情報収集において、本件実施による一般住民移転は発生せず、必要な土地収用にも問題ないことが確認されている。このため、基本的に本計画に係る環境社会配慮については特に問題ないと考えられるが、現状と今後の手続きについては十分確認する。

また、既存施設の一部に文化的価値のある施設として配慮が必要となる可能性がある。具体的には、2017 年 12 月付けで、現地 NPO「Yangon Heritage Trust」から JICA 宛てに、施設の歴史的な位置づけの意義や、旧施設の本館の屋根等一部の建築様式について文化的価値が認められる旨、レターが提出されている。2017 年 10 月にミャンマー教育省と政府ミッションが協議をした際には、既存施設の取り壊しに問題無い旨の発言があったが、同レターの提出をふまえて、改めて必要な対応を協議する必要がある。

本件調査においては、一部の施設を活かす設計の可否等、技術面及びコスト面をふまえた取り得るオプションをコンサルタントが JICA に提示し、それをふまえて JICA が先方政府及び関係機関と協議の上、方針を決定する予定。

なお、本計画については、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーを C としている。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（「ミャンマー国職業技術教育・訓練情報収集・確認調査」報告書、開始予定の技術協力プロジェクト 2 件の詳細計画策定調査報告書等）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。特に、文化的価値があるとされる旧施設に関する既存情報をふまえて調査方針を検討すること。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

#### 1) 要請内容の確認

先方との協議を通じて、本プロジェクトの政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容及びその後の政府ミッションで確認された内容を確認する。

#### 2) TVET・社会経済状況調査

ア ミャンマーの TVET 分野における上位計画を確認する。

イ 本プロジェクトの実施妥当性を検証するために必要となる TVET セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。

ウ ミャンマーの TVET 分野における日本・ミャンマー・アウンサン職業訓練学校（以下、「同校」）整備計画の位置づけ・重要性を確認する。

#### (4) プロジェクト計画策定のための基本方針

要請された施設・機材の優先順位と協力対象事業の範囲につき基本方針の合意を行うため、以下の情報収集・分析を行う。

1) 産業動向・就業需要を確認し、産業界の人材育成ニーズに合致した訓練を同校が提供するために優先的に整備すべき訓練内容を分析する。

2) 技術短大及び技術高校としての1教室あたり適正生徒数等の基準や、教育・訓練施設設置基準、整備基準等を確認する。

3) 上記情報をふまえ、対象校の現状の訓練生数、及び将来の予測を確認し、必要教室数や機材数等を検討する。

4) 文化的価値のある旧施設の一部について、現状を確認し、一部新しい施設に活かすような設計の可否等を検討する。

#### (5) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である教育省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

#### (6) 他ドナー及び民間企業動向調査

対象地域及び当該分野において活動している他ドナーの援助動向を確認するとともに、連携の可能性がある場合は、そのあり方について調査を行う。特に、本プロジェクト・サイトであるアウンサン技術高校跡地に残る既存施設の一部を活用して技術支援を行っている ADB 及び TOTAL 社（仏国資本）の活動状況及び、今後の計画につき、確認する。

#### (7) サイト状況（自然条件等）調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、同校建設予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う（詳細は別紙1に示すとおり）。本件については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 地形測量

2) 地盤・地質調査

3) 試掘調査

(8) 環境社会配慮

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)(以下「ガイドライン」)に沿って、次の事項について調査する。なお、調査はIEEレベルとする。

1) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

ア 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転等)に関連する法令や基準等(ガイドラインとの整合性を確認)

イ 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

2) プロジェクト・サイトの環境・社会状況(土地利用、自然環境、住民移転の必要性等)の確認

(9) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画(施設計画、設備計画、機材計画)を検討する。(要請内容の絞り込みも含む)

なお、建物の形式に関しては、施工及び維持管理にかかるコスト等を勘案し、複数の代替案を設定したうえで最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工・調達計画

- ・ 施工方針／調達方針
- ・ 施工上／調達上の留意事項
- ・ 施工区分(敷地造成、電気・上水道設備の引き込み等先方負担工事との区分)
- ・ 調達・据付区分
- ・ 施工監理計画／機材調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運営指導計画
- ・ 実施工程

(10) 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコンなど)

1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、人員、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。

2) 協力対象候補校近隣都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。

- 3) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- 4) 先行無償案件における調達実績及び施工実績の確認を行う。

#### (1.1) 相手国側負担事業の整理

- 1) 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている相手国負担事項との責任分担の考え方を明確に説明する。
- 2) 相手国負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許認可の取得、既存施設の撤去・整地、不発弾探査及び発見された場合の撤去、水道、電気の引込み、通信、維持管理、公租公課の免税手続き、環境社会配慮に係る手続き、Banking Arrangement (B/A) 及び Authorization to Pay (A/P) 発行等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものであるため、それぞれの進捗状況や変更の有無を継続的に把握すること。
- 3) 相手国負担事項については、相手国の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国と十分に協議を重ねた上で検討する。特に、地雷・不発弾調査及び既存施設の撤去・整地に関し、上記5.(4)に記載の工期短縮の観点からも、相手国政府により確実に行われるよう、相手国政府の実施能力も踏まえた上で、相手国側に求められる計画や概算費用の算出等を行う。
- 4) 施設建設にあたっては、ヤンゴン開発委員会による計画許可等が必要とされており、本手続き及びその他必要な手続き（消防関連の手続きを含む）と所要期間を本調査内で確認し、無償資金協力の本体事業の計画策定や相手国負担事項の計画策定に反映させる。
- 5) 水道、ガス、電気等の他のユーティリティについても、本事業の対象施設と関係する施設の有無、既存情報や図面の正確さ（完成図面またはデータの有無）、本事情の施工時に一時的及び恒久的に移設が必要となる場合等の対策に必要な手続きや所要時間などについて、十分に調査を行う。

#### (1.2) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合

は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人 海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート案）にまとめ、成果品として提出する。

#### （13）プロジェクトの維持管理計画

- 1) 同校設立後の管理体制（人員配置、技術レベル、予算措置）の計画を確認する。
- 2) 運営・維持管理にかかる経費を積算し、また先方の経費負担能力を確認する。
- 3) プロジェクト実施後の運営・維持管理の体制、方法、予算について保守、修理を含めた計画を先方が実施可能な規模や範囲を念頭におきつつ作成・提言する。また、運営・維持管理のために必要な人員が現状において不足している場合、その確保・要請計画についても先方へ提言する。

#### （14）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### （15）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### （16）プロジェクトの評価指標の設定

無償資金協力プロジェクトに関するプロジェクトの評価は妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①入学学生数、②（官舎及び学生寮の）稼働率等を想定している。

#### （17）ジェンダー課題に関する調査

施設計画（設計仕様、トイレなど）に対するジェンダー配慮事項を提案する。

#### （18）その他の配慮事項等の調査

現地の安全状況に十分留意し、実施段階で配慮すべき安全対策について調査する。障害のある生徒・学生の入学も想定してユニバーサルデザインの導入やスロープなどのバリアフリー策を検討する。

(19) プロジェクトの概略事業費の算定（予備的経費の検討を含む）

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

2018年11月閣議請議で詳細設計分の事業費承認を得るため、2018年9月中旬までに詳細設計分の事業費積算をふまえた概要資料（詳細設計分）を作成・提出する。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材については、入札に対応できる精度の設計・積算とする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの「補完編」・「機材編」（2017年7月）を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、JICAがその要否を検討するために、現地調査等にて収集・分析した以下のリスク情報を、JICAに提供する。

ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ 工事量変動にかかるリスク

ウ 自然条件にかかるリスク（洪水等）

エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ 治安状況にかかるリスク

(20) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をミャンマー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

	成果品名	部数
(1)	業務計画書	和文 3 部
(2)	インセプション・レポート	和文 5 部 英文 8 部
(3)	現地調査結果概要 (現地調査毎)	和文 5 部
(4)	準備調査報告書 (案)	和文 5 部 英文 8 部
(5)	概略事業費 (無償) 積算内訳書	和文 2 部
(6)	機材仕様書	和文 2 部 英文 2 部
(7)	概要資料 (詳細設計分及び本体分) (※完成予想図を含む。)	和文 1 部及び CD-R 1 枚
(8)	準備調査報告書 (※完成予想図を含む。)	和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚 英文 (製本版) 8 部及び CD-R 3 枚 和文 (簡易製本版: 先行公開版) 3 部及び CD-R 2 枚
(9)	デジタル画像集	CD-R 2 枚 (デジタル画像 50 枚程度)
(10)	進捗報告書 (Project Monitoring Report) 初版	準備調査報告書に含めること
(11)	免税情報シート (案)	和文 2 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(補完編・機材編) (2017 年 7 月改訂版) を、その他 (2) ~ (8) については「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」(2015 年 4 月改訂版) を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公表用簡易製本版) を作成する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2018年3月下旬より国内準備を開始し、2018年3月下旬より第1次現地調査、2018年6月に第2次現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査にかかる期間を含む）を実施するが、本案件はA国債案件であることから、概要資料の提出は、2018年9月及び2019年2月の二段階とする。第3次現地調査（概略設計ドラフト説明）は、2019年1月を想定する。

これらの結果をまとめ、2019年4月に準備調査報告書を提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任/建築計画（2号）
- 2) 建築設計（3号）
- 3) 職業訓練計画/産業動向/労働需要（3号）
- 4) 設備設計
- 5) 施工計画/積算
- 6) 機材計画/積算（3号）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

##### (2) 調査人員

- 第1次現地調査：1)、3)、5)  
第2次現地調査：1)～6)  
第3次現地調査：1)、2)、6)

##### (3) 業務量の目安： 15.8M/M

#### 3. 公開資料

下記資料はJICAホームページ(<http://www.jica.go.jp/>)にて閲覧可能。

- (1) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）  
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- (2) ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html)
- (3) JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）  
[http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009\\_01.html](http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html)
- (4) 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html)

#### 4. 配布資料

- (1) 要請書
- (2) 「ミャンマー国職業技術教育・訓練情報収集・確認調査」報告書（2016年11月）



- (3) 既存施設資料（図面）
- (4) アウンサン校サイトの土地利用計画

## 5. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

### (1) 第1次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約5日間（2018年3月下旬～同年4月上旬の期間）
- 3) 目的：  
施設建設または改修の対象範囲、及び、機材整備の対象となるコースを決定するため、相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

### (2) 第2次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間（2018年5月中旬～同年6月中旬の期間）
- 3) 目的：  
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

### (3) 第3次現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約4日間(2019年1月中旬頃)
- 3) 目的：  
準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の様式-4を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 第1回現地調査の時期

4月中旬はミャンマーの旧正月の時期にあたり、先方政府や関係機関との面談

が設定できないことから、第1回現地調査は4月第1週までに終える必要がある。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以 上

ミャンマー「日本・ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画」  
にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地盤などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地盤・地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング・標準貫入試験

深度：20m程度を目安として支持地盤に達するまで。

本数：5本程度

(3) 試掘調査

目的：地中障害物の確認を行う。（水道管、下水管、廃棄物その他移設等が必要となる地中障害物の有無の確認） 仮に基礎掘削時に影響を与えるような埋設物が発見された場合には、詳細設計時により詳細な地中調査を行うよう設計することを目的とする。

内容：試掘（1㎡程度の面積を1.5～2m程度掘削）

本数：本事業で建設する施設の配置が大よそ固まった段階で、決定する。

3. 対象サイト：予定サイト（9千～13千平方メートル）を調査対象とすることを前提として計画。

以上

